

## 大分大学医学部臨床教授等の称号付与に関する細則

平成21年12月10日制定

### (目的)

第1条 この細則は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実に資することを目的とする。

### (称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師及び臨床助教（以下「臨床教授等」という。）とする。

### (称号の付与の対象者)

第3条 称号は、大分大学医学部規程（平成16年医学部規程第3-1号）第8条第4項に規定する授業科目に係る臨床実習等の指導に協力する医療機関等（本学部との間で協定を結んだ医療機関等に限る。以下「実習協力機関」という。）に所属する医療人に付与する。

### (選考手続)

第4条 臨床教授等の選考は、教授会の議を経て、学部長が行う。

### (選考基準)

第5条 臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者とする。

### (職務)

第6条 臨床教授等は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 臨床教授等は、所属する実習協力機関において、臨床実習等計画に基づく指導を行う。
- (2) 臨床教授等は、本学部において、臨床実習の指導及び講義（以下「臨床実習の指導等」という。）を行う。

### (非常勤講師への任用)

第7条 臨床教授等が、本学部において臨床実習の指導等を行う場合には、本学部の非常勤講師として任用するものとする。

### (称号を付与する期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、当該年度内とし、更新を妨げない。

### (通知)

第9条 臨床教授等の称号の付与は、所定の様式による文書を交付して行うものとする。

### (雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則（平成21年医学部細則第3-2号）

- 1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 大分大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程（平成16年医学部規程第3-12号）は廃止する。

### 附 則（平成24年医学部細則第3-3号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。